

参考資料

令和5年第3回市議会（臨時会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

堺 市



# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 50 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
----------	----------------------------	---



< 議案第 50 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）																				
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項、第 202 条の 3 第 1 項及び第 203 条の 2 第 4 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、市長、教育委員会及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織、報酬その他附属機関について必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項、第 202 条の 3 第 1 項及び第 203 条の 2 第 5 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、市長、教育委員会及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織、報酬その他附属機関について必要な事項を定める。</p>																				
<p>別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）</p>	<p>別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）</p>																				
<p>1 市長の附属機関</p>	<p>1 市長の附属機関</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="315 954 461 1002">附属機関</th> <th data-bbox="461 954 786 1002">担任事務</th> <th data-bbox="786 954 954 1002">委員の定数</th> <th data-bbox="954 954 1126 1002">委員の任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="315 1002 461 1145">堺市 P F I 事業検討委員会</td> <td data-bbox="461 1002 786 1145">(略)</td> <td data-bbox="786 1002 954 1145"></td> <td data-bbox="954 1002 1126 1145"></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期	堺市 P F I 事業検討委員会	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 954 1357 1002">附属機関</th> <th data-bbox="1357 954 1682 1002">担任事務</th> <th data-bbox="1682 954 1850 1002">委員の定数</th> <th data-bbox="1850 954 2022 1002">委員の任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 1002 1357 1145">堺市 P F I 事業検討委員会</td> <td data-bbox="1357 1002 1682 1145">(略)</td> <td data-bbox="1682 1002 1850 1145"></td> <td data-bbox="1850 1002 2022 1145"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 1145 1357 1329">堺市泉北ニユーデザイン推進室</td> <td data-bbox="1357 1145 1682 1329">泉北ニユーデザイン推進室が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者候補者の選定についての審議</td> <td data-bbox="1682 1145 1850 1329">5 人以内</td> <td data-bbox="1850 1145 2022 1329">委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期	堺市 P F I 事業検討委員会	(略)			堺市泉北ニユーデザイン推進室	泉北ニユーデザイン推進室が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者候補者の選定についての審議	5 人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度
附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期																		
堺市 P F I 事業検討委員会	(略)																				
附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期																		
堺市 P F I 事業検討委員会	(略)																				
堺市泉北ニユーデザイン推進室	泉北ニユーデザイン推進室が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者候補者の選定についての審議	5 人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度																		

(追加)		補者選定委員会	及び審査に関する事務		の末日まで
	堺市榑・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会	(略)	堺市榑・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会	(略)	
(略)		(略)			
2・3 (略)		2・3 (略)			

令和5年第3回市議会（臨時会）  
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

---

令和5年6月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-23-0059

